

(様式 5)

### 判断基準が法令の定め<sup>に</sup>言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	13	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	19-1	許認可等の内容	第一種貯蔵所の変更許可	
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (貯蔵所)</p> <p><u>第19条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。</u>ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>3 第16条第2項の規定は、第1項の許可に準用する。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)</p> <p>第16条第2項 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>[参考条文2]</p> <p>(法第16条第2項 第一種貯蔵所の位置等の技術上の基準)</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則 (昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第21条～第23条</p> <p>(2) 液化石油ガス保安規則 (昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第22条～第24条</p> <p>(3) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和50年8月1日通商産業省告示第291号)</p> <p>(4) <b>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成30年11月14日経済産業省告示第220号)</b></p>						

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定